記載例(特別高圧版)広域受付・一般送配電事業者・配電事業者受付(共通)

接続検討回答書

別添

(特別高圧版)

◆接続検討の回答は、個別地点毎に異なるため、 本記載例は一例を記載しております。

様式 AK7-20220705

回答日 ●●年●●月●●日

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●●株式会社(受付番号:●●●)
検討者	●●●株式会社

2. 接続検討の申込内容

接続検討の申込内容		申込者と協議・調整のうえ、申込書に記載
発電者の名称	••••	の条件を変更して検討を実施した場合には
発電場所 (住所)	••••	変更後の条件を記載。
最大受電電力	••••kW	7
アクセス設備の運用開始希望日	●●年●●月●●日	

3. 接続検討結果

(1) 希望受電電力に対する連系可否

(a)連系可否: 可・否 (※但し、「(5) 申込者に必要な対策」が必要となります)

・ノンファーム型接続: 非適用

ループ系統により対象設備が困難な場合、複数設備の提示も可

(ノンファーム型接続が適用の場合)

出力制御量に影響を与える主な設備名:275kV●●線

(受電電圧が基幹系統の電圧階級の電源であり、当該基幹系統に空き容量がある場合)

2022 年 4 月 1 日以降に接続検討の受付を行った案件のうち受電電圧が基幹系統の電圧階級であ る電源については、連系先の基幹系統の空き容量の有無にかかわらず、ノンファーム型接続が適 用されます。

(参考)総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生 可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第39回)基本政策分科会 再生可 能エネルギー主力電源化制度改革小委員会(第15回)合同会議(2022年2月14日)資料3 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/039_03_00.pdf

(ノンファーム型接続が適用かつ再給電方式(調整電源)適用かつ連系希望時期が再給電方式(調整電 源)開始後の場合 A)

系統混雑時において発電設備等を出力制御していただくことを前提としたノンファーム型接続 適用により、系統に連系が可能となります。このため、系統混雑時の無補償での出力制御(オン ライン制御)にあたり、貴社負担で必要な出力制御機器(通信装置含む)※1を導入していただ きます。

ただし、貴社連系により混雑が生じることが想定される上記の設備については、混雑対応として 2022 年中に再給電方式(調整電源)を開始予定としております。このため、貴社の発電設備に関 しては、ノンファーム型接続の出力制御の導入前ではありますが、貴社の運用開始希望日での連系が可能な見込みです(※1 の機器が不要になるということではありませんのでご留意ください)。

(ノンファーム型接続が適用かつ再給電方式(調整電源)適用かつ連系希望時期が再給電方式(調整電源)開始前の場合 B)

系統混雑時において発電設備等を出力制御していただくことを前提としたノンファーム型接続 適用により、系統に連系が可能となります。このため、系統混雑時の無補償での出力制御(オン ライン制御)にあたり、貴社負担で必要な出力制御機器(通信装置含む)※1 を導入していただ きます。

ただし、貴社連系により混雑が生じることが想定される上記の設備については、混雑対応として 2022 年中に再給電方式 (調整電源) を開始予定としております。このため、貴社の発電設備に関しては、ノンファーム型接続の出力制御の導入前ではありますが、再給電方式 (調整電源) 開始 以降に連系が可能な見込みです。(※1 の機器が不要になるということではありませんのでご留意ください)。

(ノンファーム型接続が非適用の場合)

※なお、今回ノンファーム型接続が非適用となった場合でも、契約申込み時までの系統状況の変化や今後のノンファーム型接続の制度設計の議論によって、ノンファーム型接続が適用となる可能性があります。その場合、契約申込み受付時にあらためてノンファーム型接続が適用される旨を書面等にてお知らせします。

(既存の送電系統の増強工事が不要な場合)

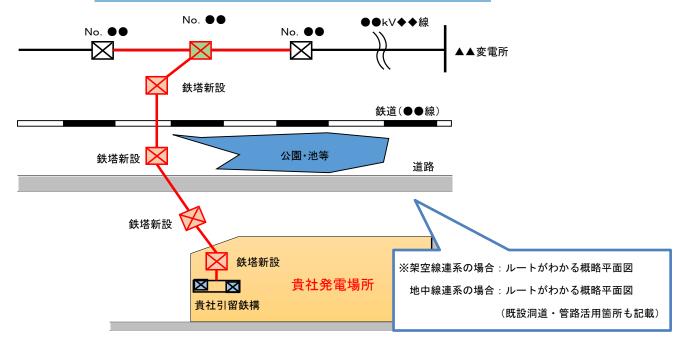
・貴社お申込みに基づき「電源線範囲外の系統増強等を行わずに連系可能な最大受電電力」を算出した結果、●●●● kWとなります。ただし、契約申込み時までの系統状況の変化や今後のノンファーム型接続の制度設計の議論によって、ノンファーム型接続となる場合があります。その場合、契約申込み受付時にあらためてノンファーム型接続が適用される旨を書面等にてお知らせします。

(洋上風力の占用公募に応募している(予定含む)発電設備の申込みで洋上風力の占用公募プロセスで活用される暫定容量を既に確保している場合)

- ・貴社お申込みは、「●●沖の促進区域について再エネ海域利用法に基づき開始した占用公募」に 参加している又は参加を予定しているお申込みであり、洋上風力の占用公募プロセスで活用され る暫定容量(●●●●● k W)を貴社最大受電電力に置き換えて検討しております。
- (b) (連系否の場合) 否とする理由:なし
- (c) (連系否の場合) 代替案または代替案を示せない理由:該当なし
- (d) (連系否の場合) 連系可能な最大受電電力: 該当なし

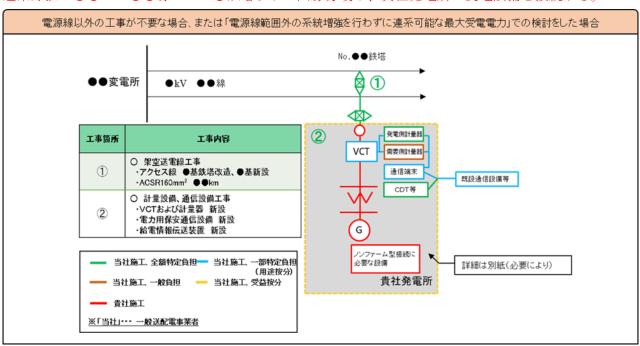
(2) 系統連系工事の概要 (工事費負担金工事以外も含めた全ての工事)

(a)送電経路図 ※本文中への記載が困難の場合には、別紙とすることも可。

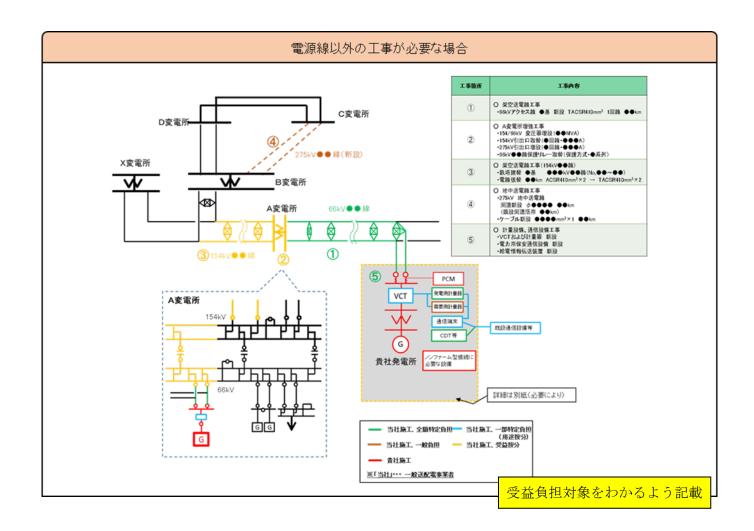


- (b) 工事概要図 (ノンファーム接続の場合、対象設備の制御概要も含む)
- ※本文中への記載が困難の場合には、別紙とすることも可。

連系方法: ●● k V ●●線N o. ●鉄塔より1回線分岐し、貴社発電所の受電設備と接続する。



連系方法: ●● k V ●●線N o. ●鉄塔より 2 回線分岐し、貴社発電所の受電設備と接続する。 (A変電所より上位系統の増強工事あり)



(c)連系点・送電線ルートの選定理由:

◆ 以下は代表的な記載例(ケースが重複する場合には、組み合わせて記載)

(記載例1:地理的に最も近い送電線での連系となる場合)

・近傍に存在する送電系統のうち、貴社受電設備に最も近く連系が可能な●● k V ●●線での架空線連系といたします。

(記載例2:地理的に最も近い送電線での連系とならない場合)※その理由を具体的に記載

- ・近傍に存在する送電系統のうち、●● k V■■線からの連系については、■■線N o . ●●鉄塔~●● 鉄塔の強度不足により鉄塔建替が必要になります。そのため他の連系方法を検討し、■■線へ連系 と▲▲線への連系を比較した結果、▲▲線への連系がより経済性に優位であるため、●● k V ▲▲線 での架空線連系といたします。
- ・近傍に存在する送電系統のうち、貴社受電設備に最も近く連系が可能な●● k V ■線での架空連系 といたしますが、景観法による制限区域を回避する必要があるためこれを考慮したルート選定としております。

(記載例3:架空線連系が困難な場合)※その理由を具体的に記載

・近傍に存在する送電系統のうち $\bullet \bullet$ k V $\blacksquare \blacksquare$ 線からの架空線連系については、ルート上の周辺地域が住宅地であり、鉄塔敷地の取得が困難であるため、 $\bullet \bullet$ k V $\blacksquare \blacksquare$ 線での地中線連系といたします。

(d) 工事の必要性と設備規模:

◆ 以下は代表的な記載例

(ケースが重複する場合には、組み合わせて記載。 なお必要に応じて根拠データを添付)

(記載例1:希望受電電力に対して連系可能な場合)

・貴社連系による熱容量及び短地絡故障発生時の検討結果等により連系可能な最小規模であるACSR●● mm² (送電容量●●MW) を選定いたします。なお、No. ●●鉄塔の分岐により鉄塔部材が強度不足となるため、補強工事が必要となります。

(記載例2:希望受電電力に対して連系可能な場合で、送電損失を考慮して線種選定した場合)

・貴社連系による熱容量及び短地絡故障発生時の検討結果により必要な最小規模の線種は、ACSR●● mm² (送電容量●●MW) となりますが、連系される発電機が大容量かつ長距離アクセス線となるため、送電損失を含めて評価した結果、ACSR●●mm² (送電容量●●MW) を選定いたします。(別紙●: 送電損失計算結果参照)

(記載例3:希望受電電力に対して連系するため熱容量の対する対策工事が必要な場合) ※連系点やルート選定に影響する場合には(前述c)への記載も必要。

・貴社連系による発電潮流により<u>設備健全時・N-1 故障時</u>に、●●変電所●号変圧器 (●● k V ●●線) の設備容量 (熱容量) を超過するため●●変電所●号変圧器 (●●線) の増強工事 (●●MV A→●● MV A) が必要となります。(別紙●:潮流計算結果参照)

(記載例4:希望受電電力に対して連系するため短地絡電流の対する対策工事が必要な場合) ※連系点やルート選定に影響する場合には(前述c)への記載も必要。

・貴社連系により短地絡故障電流が増加し、●● k V ●●線遮断器の定格遮断電流を超過するため、

取替(●●kA→●●kA)が必要となります。(別紙●:短地絡計算結果参照)

(記載例5:希望受電電力に対して連系するため電圧安定性検討による対策工事が必要な場合) ※連系点やルート選定に影響する場合には(前述c)への記載も必要。

・貴社連系により、●● k V ●●線の<u>設備健全時・N-1 故障時</u>に電圧安定性の維持が困難なことから ●●●の設置や●●●の対策が必要となります。<u>(別紙●:電圧安定性検討結果参照)</u>

(記載例6:希望受電電力に対して連系するため同期安定性検討による対策工事が必要な場合) ※連系点やルート選定に影響する場合には(前述c)への記載も必要。

・貴社連系により、●● k V ●●線の<u>設備健全時・N-1 故障時</u>に同期安定性(系統安定度)の維持が 困難なことから●●●の設置や●●の対策が必要となります。(別紙●:同期安定性検討結果参照)

(記載例7:ノンファーム型接続適用の場合)

・系統混雑時において発電設備等を出力制御していただくことを前提としたノンファーム型接続適用により、系統に連系が可能となります。このため、系統混雑時の無補償での出力制御(オンライン制御) にあたり、貴社負担で必要な出力制御機器(通信装置含む)を導入していただきます。

(3) 概算工事費及び工事費負担金概算

○概算工事費及び工事費負担金の総額(内訳を含む)

概算工事費の総額 ●●●. ●百万円(消費税等相当額 ●. ●百万円を含む)

工事費負担金の総額 ●●●. ●百万円 (消費税等相当額 ●. ●百万円を含む)

設備区分		工事費負担金概算(百万円) (消費税等相当額を除く)	概算工事費(百万円) (消費税等相当額を除く)
	架空線工事	●. ●	•. •
	地中線工事	●. ●	●. ●
	変電設備工事	●. ●	●. ●
内 訳	給電設備工事	_	_
	通信設備工事	●. ●	•. •
	計量設備工事	●. ●	●. ●
	その他	_	_
一般負担の上限額超過分		●. ●	
総額(消費税等相当額を除く)		•. •	●. ●

発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針による 「一般負担のうち、『ネットワークに接続する発電設備の規模に照らして著しく多額』として 判断される基準額」を超えた額をいいます。

○概算工事費の対象設備(算定根拠)

設備区分	項目	新設	建替·張替· 取替	改造 · 改修 · 撤去	備考(設備機器・材料の 仕様、工事方法等)
	支持物 (鉄塔)	●基	●基	●基	●●線 No. ●鉄塔
架空線	電線	●. ●km	— km	—km	線種
	管路	●. ●km	— km	—km	管路種類・径・条数
五字 十十 今日	マンホール	●箇所	一箇所	一箇所	
地中線	電力ケーブル	●. ●km	— km	—km	線種
	引出設備	●回線	一回線	一回線	GIS (OOA)
	変圧器	● 台	- 台	一 台	容量・台数
変電	調相設備	●式	-式	-式	容量・台数
設備	保護継電装置	●式	- 式	-式	保護方式・系列数
	転送遮断装置	●式	- 式	-式	
給電	システム改修	●式	一 式	-式	
設備					
	通信装置	●式	一式	-式	
·圣 <i>层</i>	自動検針装置	●式	一式	一式	
通信設備	光ケーブル	●. ●km	-km	-km	●~貴社発電所
政加	メタルケーブル	●. ●km	-km	-km	●~貴社発電所
=1. 里.	計量器	● 台	一台	一台	特別精密級
計量設備	計器用変成器	● 台	一台	一台	•••A
以加					
その他	調査測量費・用地 取得費・設計費等 (一式)				

[※] 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示していただく必要があります。

○工事費負担金概算の対象設備(算定根拠)

設備区分	項目	新設	建替·張 替·取替	改造· 改修·撤去	備考(設備機器・ 材料の仕様、工事 方法等)	特定負担の 設備分類	
	支持物 (鉄塔)	●基	●基	●基	●●線 No. ●鉄塔	電源線	
架空線	電線	●. ●km	-km	-km	線種	电你沝	
木土林	支持物 (鉄塔)	●基	●基	●基	●●線 No. ●鉄塔	NW側送配電等設備	
	電線	● . ● km	—km	-km	線種	(基幹系統以外)	
	管路	● . ● km	—km	-km	管路種類・径・条数	> * * * * * /	
地中線	マンホール	●箇所	一箇所	一箇所		NW側送配電等設備 (基幹系統以外)	
五四十八以	電力ケーブル	● . ● km	—km	-km	線種		
	引出設備	●回線	一回線	- 回線	GIS (●●A)	NW側送配電等設備 (基幹系統以外)	
	変圧器	●台	-台	-台	容量・台数	NW側送配電等設備 (基幹系統)	
変電設備	調相設備	●式	-式	一式	容量・台数	NW側送配電等設備 (基幹系統以外)	
1文7用	保護継電装置	●式	-式	一式	保護方式・系列数	NW側送配電等設備 (基幹系統以外)	
	転送遮断装置	●式	一式	-式		NW側送配電等設備 (基幹系統以外)	
給電 設備	システム改修	●式	一式	一式		その他設備	
	通信装置	●式	-式	-式		その他設備	
\ = /=	自動検針装置	●式	一式	一式		その他設備	
通信設備	光ケーブル	●. ●km	—km	-km	●~貴社発電所	その他設備	
IX I/H	メタルケーブル	●. ●km	—km	— km	●~貴社発電所	その他設備	
計量	計量器	●台	一台	<u>-</u> 台	特別精密級	その他設備	
設備	計器用変成器	●台	一台	一台	•••A	その他設備	
その他	調査測量費・用地 取得費・設計費等 (一式)						

[※] 項目ごとの概算工事費の提示を求める場合は、秘密保持誓約書を提示していただく必要があります。

特定負担の設備分類は下記より選択し記載

①電源網

②NW側送配電等設備(基幹系統以外)

③NW側送配電等設備(基幹系統)

④その他設備

○工事費負担金の対象範囲の設定根拠

- ・発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針【資源エネルギー庁】 (●●年●月●日)
- ・当社の託送供給等約款(●●年●月●)及び●●●要綱により算定された標準設計を対象としています。 託送供給等約款「66 受電地点への供給設備の工事費負担金」

託送供給等約款「67 受電用計量器等の工事費負担金」

託送供給等約款「70 工事費負担金の申受けおよび精算」:使用開始後3年以内の共用設備がある場合

●●●●●●要綱「●●●●●●●●●

※上記以外の場合等は、その根拠と約款適用条文を記載。

・工事費負担金概算の概要(算定根拠)の負担区分のうち「NW側送配電等設備(基幹系統以外)」の受益に 関する算定根拠は下記の通り。

※本文中への記載が困難の場合には、同内容を別紙とすることも可。

> 設備更新による受益と工事費負担金額を算定

記載例1:基幹系統以外の送配電等設備の増強等で、耐用年数未満で送電線の増強等が必要となった場合 (設備更新計画なし)

	項目	算定金額・年数
1	●●送電線の増強等前の送配電等設備費	■■百万円
	(既設と同スペック設備更新にかかる工事費)	
2	●●送電線の増強等後の送配電等設備費	◇◇百万円
	(増強にかかる工事費)	
3	●●送電線の増強等が必要な時期までの設備使用年数	□□年□月
4	架空電線路の耐用年数	36年
5	設備更新の受益により一般負担とする工事費	★★百万円
6	設備更新の受益により特定負担とする工事費	□□百万円

➡ 設備更新の受益により一般負担とする工事費:

①■■百万円×(③□□年□月÷④36年) = ⑤★★百万円

特定負担額:②◇◇百万円-⑤★★百万円 = ⑥□□百万円

※設備毎に使用年数が異なる場合には、下記例のように設備毎に明示する

	送電線区間	送電線の増強等	送電線の増	送電線の増	架空電	設備更新	設備更新
		前の送配電等設	強等後の送	強等が必要	線路の	の受益に	の受益に
		備費(既設と同	配電等設備	な時期まで	耐用年	より一般	より特定
		スペック設備更新	費(増強にか	の設備使用	数	負担とす	負担とす
		にかかる工事費)	かる工事費)	年数		る工事費	る工事費
	1	2	3	4	5	6	7
区間1	No. 1~8	■■百万円	◇◇百万円	□□年□月	36年	★★百万円	□□百万円
区間2	No. 9~18	■■百万円	◇◇百万円	□□年□月	36年	★★百万円	□□百万円
区間3	No. 19~21	■■百万円	◇◇百万円	□□年□月	36年	★★百万円	□□百万円
区間4	No. 22~24	■■百万円	◇◇百万円	□□年□月	36年	★★百万円	□□百万円
区間5	No. 25∼28	■■百万円	◇◇百万円	□□年□月	36年	★★百万円	□□百万円
区間6	No. 29~33	■■百万円	◇◇百万円	□□年□月	36年	★★百万円	□□百万円
	合計	■■百万円	◇◇百万円			★★百万円	□□百万円

➡ 設備更新の受益により一般負担とする工事費:

区間 1:2 ■ 百万円×(4 □ □ 年 □ 月÷5 3 6 年) = \bigstar ★百万円(a) 区間 2:2 ■ 百万円×(4 □ □ 年 □ 月÷5 3 6 年) = \bigstar ★百万円(b)

8

合 計:⑥★★百万円 (a+b+···)

特定負担額:③◇◇百万円-⑥★★百万円 = ⑦□□百万円

記載例2:基幹系統以外の送配電等設備の増強等で、耐用年数をこえて利用している送電線の増強等が必要となった場合(設備更新計画なし)

	項目	算定金額・年数
1	●●送電線の増強等前の送配電等設備費	■■百万円
	(既設と同スペック設備更新にかかる工事費)	
2	●●送電線の増強等後の送配電等設備費	◇◇百万円
	(増強にかかる工事費)	
3	●●送電線の増強等が必要な時期までの設備使用年数	□□年□月
4	架空電線路の耐用年数	36年
(5)	設備更新の受益により一般負担とする工事費	★★百万円
6	設備更新の受益により特定負担とする工事費	□□百万円

設備更新の受益により一般負担とする工事費:⑤★★百万円特定負担額:②◇◇百万円一⑤★★百万円=⑥□□百万円

記載例3:基幹系統以外の送配電等設備の増強等で、耐用年数未満で送電線の増強等が必要となった場合 (設備更新計画あり)

	項目	算定金額・年数
1	●●送電線の増強等前の送配電等設備費	■■百万円
	(既設と同スペック設備更新にかかる工事費)	
2	●●送電線の増強等後の送配電等設備費	◇◇百万円
	(増強にかかる工事費)	
3	●●送電線の設備更新に係る工事費	◎◎百万円
	(既に予定されている設備更新計画)	
4	●●送電線の設備更新時期までの設備使用年数	☆☆年☆月
(5)	●●送電線の増強等が必要な時期までの設備使用年数	□□年□月
6	架空電線路の耐用年数	36年
7	設備更新の受益により一般負担とする工事費	★★百万円
8	設備更新の受益により特定負担とする工事費	□□百万円

⇒ 設備更新の受益により一般負担とする工事費: ⑦★★百万円(a+b)

更新計画前の受益分

①**■■**百万円×((④☆☆年☆月-⑥36年)÷⑥36年) = ★★百万円(a)

更新計画後の受益分

③◎◎百万円×{(⑥ 3 6年-(④☆☆年☆月-⑤□□年□月))÷⑥ 3 6年}=★★百万円(b)

特定負担額:②◇◇百万円-⑦★★百万円=⑧□□百万円

記載例4:基幹系統以外の送配電等設備の増強等で、耐用年数をこえて利用している送電線の増強等が必要となった場合(設備更新計画あり)

_			
		項目	算定金額・年数
	1	●●送電線の増強等前の送配電等設備費	■■百万円
		(既設と同スペック設備更新にかかる工事費)	

2	●●送電線の増強等後の送配電等設備費	◇◇百万円
	(増強にかかる工事費)	
3	●●送電線の設備更新に係る工事費	◎◎百万円
	(既に予定されている設備更新計画)	
4	●●送電線の設備更新時期までの設備使用年数	☆☆年☆月
(5)	●●送電線の増強等が必要な時期までの設備使用年数	□□年□月
6	架空電線路の耐用年数	36年
7	設備更新の受益により一般負担とする工事費	★★百万円
8	設備更新の受益により特定負担とする工事費	□□百万円

⇒ 設備更新の受益により一般負担とする工事費:⑦★★百万円(a+b)

更新計画前の受益分

①■■百万円×((④ \diamondsuit \diamondsuit 年 \diamondsuit 月-⑤□□年□月)÷⑥36年)=★★百万円(a)

更新計画後の受益分

③◎◎百万円×{(⑥36年-(④☆☆年☆月-⑤□□年□月))÷⑥36年}=★★百万円(b)

特定負担額:②◇◇百万円-⑦★★百万円=⑧□□百万円

▶ 設備のスリム化による受益を算定 ※設備毎に記載。

記載例:基幹系統以外の送配電等設備の増強等で、他の送配電等設備の更新投資が不要となる場合 ※例として変圧器を新設し、他の変圧器(耐用年数未満の設備)を撤去する

	項目	算定金額・年数
1	設備投資が不要となった他の送配電等設備	■■百万円
	(撤去する変圧器を既設と同スペックで更新した場合にかか	
	る工事費)	
2	新設した送配電等設備費(変圧器新設にかかる工事費)	◇◇百万円
3	変圧器の新設が必要な時期までの設備使用年数	□□年□月
	(撤去する変圧器の設備使用年数)	
4	変電設備の耐用年数	22年
(5)	設備スリム化の受益により一般負担とする工事費	★★百万円
6	設備スリム化の受益により特定負担とする工事費	□□百万円

➡ 設備スリム化の受益により一般負担とする工事費:

①■■百万円×(③□□年□月÷④22年)=⑤★★百万円

特定負担額:②◇◇百万円-⑤★★百万円=⑥□□百万

▶ 供給信頼度向上による受益を算定 ※設備毎に記載。

記載例: 基幹系統以外の送配電等設備の増強等で、送配電等設備事故時に発生していた停電や発電出力 抑制が回避できる場合

	項目	算定容量・金額
1	新規発電設備の容量	■■ k W
2	送配電設備故障時(N-2)の既設発電設備の出力抑制回避可能容量	○○kW
3	送配電設備故障時(N-2)の停電回避可能容量	⊚⊚ k W
4	供給信頼度向上による受益を考慮した特定負担比率	**

⑤	●●送電線の増強等の送配電等設備費	◇◇百万円
6	供給信頼度向上の受益により一般負担とする工事費	★★百万円
7	供給信頼度向上の受益により特定負担とする工事費	□□百万円

➡ 供給信頼度向上による受益を考慮した特定負担比率:

一般負担額:(5)◇○百万円×(1-4)★★)=6★★百万円

特定負担額:⑤◇◇百万円×④★★=⑦□□百万円

▶ 送配電設備が使用開始後3年以内に共用される場合 ※設備毎に記載。

記載例:新規発電設備の連系に伴う新規工事以外で、使用開始(または予定)している送配電等設備で、 3年以内に共用が見込まれる設備に伴う工事費負担金

	項目	算定容量・金額
1	新規発電設備の容量	■■ k W
2	共用する発電設備の容量	○○kW
3	●●送電線の増強工事	◇◇百万円
	(◆◆年◆月使用開始・または予定)	

→ 共用を考慮した負担金比率:

 $(1) \blacksquare \blacksquare k W / (1) \blacksquare \blacksquare k W + (2) \bigcirc k W) = (4) \bigstar \bigstar$

特定負担額:③◇◇百万円×④★★=⑤□□百万円

(4) 所要工期 (発電設備等の運転に必要な設備の運用開始までに必要な期間)

工事費負担金の入金後 ●年●ヶ月程度 ■

原則、工事費負担金入金後とするが、調査・測量 等により、契約申込み~工事費負担金入金まで に期間を要する場合等には、起算点を明確にして 工期及び概略工程表を示すことも可とする。

※運用開始希望日に間に合わない場合にはその旨記載。

(記載例:連系工事には●年●ヶ月必要となりアクセス線運転開始希望日には連系不可となりますので、連系時期の調整が必要となります)

○概略工程表 ※本文中への記載が困難の場合には、別紙とすることも可。

実施時期	1年目		2年目		3年目	
工事内容	1か月・・・	・・・12か月	13か月・・・	・・・24か月	25か月・・・	・・・36か月
架空送電線工事						
調査·設計						
用地交渉						
環境影響調査						
工事施工						
地中送電線工事						
通信設備工事						
計量設備工事						

※上記所要工期には、契約手続(契約申込み~技術検討~連系承諾~工事費負担金契約~入金)に 係る期間は含まれておりません。

(記載例: N-1 電制の本格適用による運用容量の拡大を前提としており、かつN-1 電制装置の追加設置が必要な場合)

※貴社連系は、N-1 電制の本格適用による運用容量の拡大が条件となります。このため、貴社連系が可能となるのは、上記所要工期以外に、本格適用が運用開始(2023 年4月予定)され、N-1 電制装置が設置された以降となります。

(記載例: N-1 電制の本格適用による運用容量の拡大を前提としているが、既に設置済みのN-1 電制装置で対応可能な場合)

※貴社連系は、N-1電制の本格適用による運用容量の拡大が条件となります。このため、貴社連系が可能となるのは、上記所要工期以外に、本格適用が運用開始(2023年4月予定)された以降となります。

(5) 申込者に必要な対策

発電者側(受電側)接続検討申込書でご提示いただいた内容に対する適合状況及び必要な対策内容は以下のとおりです。

	項目	適合状況	適合しない場合の 追加対策内容	根拠
1	電気方式・受電電圧	適・ 不適・その他 ()		g
2	発電機定数	適・不適・その他 (今回未提出データ提出要)		g
3	力率	適・ <mark>不適・</mark> その他 ()	進み●●~遅れ●●とする必 要があります。	d, g
4	発電設備等の運転可能周波数	適・ <mark>不適・</mark> その他 ()	●●. ●Hz~●●. ●Hzとする必要があります。	d, g
(5)	周波数調整機能	適・不適・その他	G F 調定率を●%以下にして	c, d

		()	いただく必要があります。	
6	周波数リレーの整定値	適 不通	歯・その他		c, d
		()		C, U
7	電圧変動対策	適・不通	麺・ その他	力率一定制御としていただく	
		()	必要があります。	g
8	出力変動対策	適・不通	・ その他		1
		(今回未提出	データ提出要)		c, d
9	電力品質対策	適・不通	衝∙ その他	高調波抑制対策(高調波フィ	- 1 -
		()	ルタ設置) していただく必要	c, d, e,
				があります。	f, g
10	系統安定度対策	適・不通	・その他	系統安定化装置(PSS)の	
		()	設置が必要となります。	g
(1)	短絡・地絡故障電流対策	適・不過	၍∙ その他	連系遮断器の定格遮断電流を	
		()	●● k A以上にしていただき	e, g
				ます。	
12	保護装置	適・不過	・その他	電流差動リレーを2系列設置	
		()	していただきます。	g
13	中性点接地装置・電磁誘導障害対策	適・不通	・その他	連系用変圧器の系統側中性点	
		()	を直接接地としていただきま	d, e, g
				す。	
14)	自動負荷制限装置・発電抑制	適 不通	歯・その他		a.
		()		g
15)	線路無電圧確認装置	適 不通	歯・その他		~
		()		g
16)	保安通信用電話設備	適 不通	歯・その他		
		()		g
17)	給電情報伝送装置	適 不通	適・その他		~
		()		g
18	FRT要件	適 不通	適・その他		~
		()		g
19	発電出力の抑制機能	適不通	・その他		
		()		c, d
20	その他	協議等合意の上、申込書と異なる条件とした発電者側の必要な設備を記載			
		(例) 昇圧用変圧器 高インピーダンス化 (●%→●%)			
		過負荷保護信号による制御装置			
	1 地間 ジニナナ のけいてのそり	I			ı

※根拠欄が示すものは以下の通り

- (a) 送配電等業務指針【電力広域的運営推進機関】(●●年●月●●日)
- (b) 託送供給等約款【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (c) 系統連系技術要件【託送供給等約款別冊】【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (d) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン【資源エネルギー庁】(●●年●月●●日)
- (e) 電気設備の技術基準の解釈【経済産業省商務流通保安グループ電力安全課】(●●年●月●●日)
- (f) 系統連系規程※追補版を含む【一般社団法人日本電気協会】(●●年●月●●日)
- (g) 系統アクセスルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)

- (h) 設備形成ルール【●●株式会社】(●●年●月●●日)
- (i) その他(必要により記載)

(6)接続検討の前提条件

- (a) 検討対象年度: ●●年度
- (b) 検討断面:軽負荷時(昼間時間相当)
- (c) その他
 - ① 今回未提出の発電機データは以下の代替データを使用しております。
 - ・発電機定数(●●)
 - ・励磁系ブロック図 (別紙●)
 - ② 下記設備を貴社発電所構内に設置させていただくこと。
 - · N o . ●鉄塔 (新設 or 建替)
 - ・ケーブル冷却設備
 - ③ ●●エリアにおける洋上風力の占用公募に応募している(予定含む)発電設備の申込みであることから、●●エリアにおいて洋上風力の占用公募プロセスで活用される暫定容量(●●●● k W) を考慮せずに検討した結果となります。

(7) 運用上の制約

- (a) 制約有無: あり・なし
- (b) 上記(a)の判断の根拠および条件:

上記 (a) にて、「あり」の場合

・貴社連系による発電潮流により、●● k V ●●線および●●変電所●号変圧器N-1 故障時に、設備容量 (熱容量) を超過する可能性があります。本格適用の考え方に基づき、この設備容量 (熱容量) 超過を故障後速やかに解消するために、●●装置 (例:過負荷保護装置、転送遮断装置など) が必要となる場合があります。その場合、貴社発電所構内に、電制信号を受信する受信装置を当社にて設置いたしますので、●●の確保 (例:設置スペース、工事用電源、運転開始後の制御用電源の確保など) をお願いいたします。なお、受信装置からの信号を受けて発電機を抑制または遮断する●●盤 (例:保護処理盤、保護制御盤など) について、貴社にて設置または改造していただきます。なお、設置等に要した費用の実費について、当社からお支払いいたします。

また、●● k V ●●線および●●変電所●号変圧器の故障以外に作業停止時などで設備容量(熱容量)を超過する可能性があります。作業停止時の設備容量(熱容量)超過を防ぐため、予め発電機を抑制または停止させていただく場合があります。必要となる抑制量は系統状況により変化しますので、その都度ご連絡させていただきます。

さらに、申し込み後、連系後においても需要の減少、系統状況の変化により、 $\triangle A \times V = A \times V$

・△△k V△△線、□□線、▽▽変電所の作業停止時及び周辺系統の作業停止に伴う系統切替等、系 統運用上必要な場合には、発電抑制、もしくは停止していただくことがあります。作業停止時に抑 制する発電量は、系統状況により変化しますので、その都度協議させていただきます。 (ノンファーム型接続が適用かつ再給電方式(調整電源)適用かつ連系希望時期が再給電方式(調整電源)開始後の場合 A)

・貴社連系により△△ k V △△線、□□線、▽▽変電所が設備容量(熱容量)を超過する可能性がありますが、混雑対応として 2022 年中に再給電方式 (調整電源) を開始予定としております。このため、貴社の発電設備に関しては、ノンファーム型接続の出力制御の導入前ではありますが、貴社の運用開始希望日に連系が可能な見込みです。

(ノンファーム型接続が適用かつ再給電方式(調整電源)適用かつ連系希望時期が再給電方式(調整電源)開始前の場合 B)

・貴社連系により△△k V△△線、□□線、▽▽変電所が設備容量(熱容量)を超過する可能性がありますが、混雑対応として 2022 年中に再給電方式(調整電源)を開始予定としております。このため、貴社の発電設備に関しては、ノンファーム型接続の出力制御の導入前ではありますが、再給電方式(調整電源)開始以降に連系が可能な見込みです。

上記(a)にて、「なし」の場合

- ・貴社発電所連系後の系統状況において、1回線事故等(N-1事故)発生時に、発電潮流により過 負荷は生じませんので、現時点で対策は不要です。ただし、申込み後または連系後において、需要 の減少、系統状況の変化により貴社発電所の発電抑制または遮断が必要となる場合があります。N -1電制の本格適用の考え方に基づき、対策が必要と判断された時点で、●●装置(例:過負荷保 護装置、転送遮断装置など)を設置していただきます。貴社発電所構内に、●●信号(例:過負荷 信号など)を受けて発電機出力を抑制または遮断する●●装置(例:過負荷保護装置、転送遮断装 置など)を当社で設置いたしますので、●●の確保(例:設置スペース、工事用電源、運転開始後 の制御用電源の確保など)をお願いいたします。なお、受信装置からの信号を受けて発電機を抑制 する●●盤(例:保護処理盤、保護制御盤など)については、貴社にて設置または改造していただ きます。なお、設置等に要した費用の実費について、当社からお支払いいたします。
- ・△△ k V △ △線、□□線、▽▽変電所の作業停止時及び周辺系統の作業停止に伴う系統切替等、系 統運用上必要な場合には、発電抑制、もしくは停止していただくことがあります。作業停止時に抑 制する発電量は、系統状況により変化しますので、その都度協議させていただきます。
- (以下、N-1電制の本格適用による運用容量の拡大を前提としている場合の故障実績の情報提供記載例)

【電制対象設備が 66kV 送電線の例】

[N-1故障実績]

過去3年間(●●年~●●年)の当該線路故障実績 ●●回/年 当該エリア 66kV 送電線故障率 ●●回/k m・年

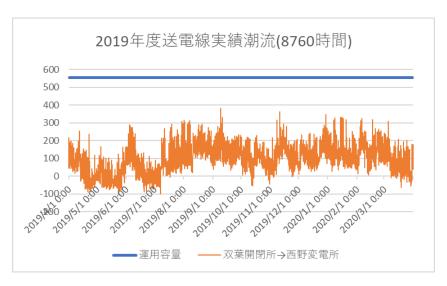
(c) ノンファーム型接続の適用に係る抑制:

(例)

[ノンファーム型接続が適用の場合]

送変電設備の空き容量がない断面(以下、「系統混雑」という。)が見込まれるため、貴社発電所は、当 社から事前に通知する制御値に基づき出力制御していただく必要があります。

・275kV●●線における潮流実績(参考)



※上記は、過去の潮流実績値であり、未連系の電源分は含まれておりません。そのため、他の発電設備等が連系すること等により将来にわたりその内容を保証するものではありません。なお、将来連系する電源等を確認したい場合には、当社に対して、電源情報開示のお申込みをお願いいたします。

(各社URL●●●)

- ※潮流値は、熱容量以外の制約により制限される場合があります(例:系統安定度)。
- ・275kV○○線における設備停止作業日数実績* 過去3年間(20○○年度~20○○年度)の当該線路平均停止作業計画日数:○日/年
- ・ノンファーム型接続適用系統(送電線・変圧器)における設備停止作業日数・頻度(目安)

·						
区分	主な作業内容	停止日数/頻度	備考(留意事項・前提条件等)			
点検	遮断器点検	○日/6 年	遮断器1台あたり			
修繕	鉄塔塗装	○日/10~30 年程度	標準2回線タイプ 1回線、1km あたり 平地			
	遮断器取替(別位置)	○日程度/50 年程度	遮断器1台あたり			
	遮断器取替(元位置)	○日程度/50 年程度	遮断器1台あたり 基礎流用が可能な場合			
	鉄塔建替 (別位置)	○日/30~100 年程度	標準2回線タイプ 1回線、1km あたり 平地			
工事	鉄塔建替 (元位置)	○日/30~100 年程度	標準2回線タイプ 2回線、1km あたり 平地			
	碍子取替	○日/25~100 年程度	標準2回線タイプ 1回線、1km あたり			
	電線張替	○日/30~150 年程度	標準2回線タイプ 1回線、1km あたり 平地			

※上記は目安であり、将来にわたりその内容を保証するものではありません。また、主な作業について記載したものであり、他発電所等の連系にともなう工事や保護装置に係わる作業、緊急時等上記に記載の無い作業によっても停止させていただく場合があります。

[ノンファーム型接続の適用・非適用に関わらず]

- ・ノンファーム型接続の概要については、以下の URL をご参照ください。
- ・ノンファーム型接続適用系統における出力制御量の予見性については、当社ホームページにおいて公開

しているデータ(下記URL)を活用してご確認ください。なお、具体的な情報公開データの活用方法 については、以下のURLをご参照ください。

・ノンファーム型接続による接続が可能となる範囲では、系統混雑時において発電設備等を出力制御していただくことを前提に系統に連系いただくことが可能となります。そのため、系統混雑時の無補償での出力制御(オンライン制御)にあたり、貴社負担で必要な出力制御機器(通信装置含む)を導入していただきます。

ノンファーム型接続の概要リンク先: http://www.occto.or.jp/grid/business/setsuzoku.html#non-firm 情報公開データの活用方法リンク先

: http://www.occto.or.jp/grid/business/documents/nf-jouhou.pdf

系統空き容量情報等のリンク先:(各社URL●●●)

(8) その他

- ・需給状況および潮流状況等により、送変電設備の停止が無い場合においても、送変電設備の運用容量を 超過するおそれがある場合は、託送供給等約款に定める給電指令の実施要件に基づき、発電を抑制また は停止させていただく場合があります。
- ・給電指令(リレー装置による指令も含む)による電源遮断・抑制時に、公衆安全への影響が生じないよう発電者にて必要な対策が講じられていることを前提としています。
- ・事業性を判断するために本回答書に記載の無い系統情報が必要となる場合は、系統情報の公表の求めに 応じて、「系統情報の公表の考え方」(資源エネルギー庁、平成31年4月改定)に基づき対応いたしま す。
- ・自家消費を主な目的とした発電設備については、個別の事情を踏まえ、発電出力の抑制に必要な対策の 内容を協議させていただきます。
- ・N-1 電制の本格適用(電源抑制または遮断に伴う機会損失等の費用の精算等)の考え方が適用されます。また、今後の制度設計の議論によっては、N-1 電制適用に伴い必要となるオペレーション費用(電制された電源側に発生する代替電源調達費用等)の負担が生じる可能性があります。
- ・今後の系統利用ルールなどの議論によっては、契約申込みの回答において、今回の接続検討と検討条件 が変更となる可能性があります。その場合、詳細は契約申込みの受付時にお知らせします。

[ノンファーム適用系統における回答に記載]

・貴社発電所の上位系統に位置し、既にノンファーム型接続が適用されている(もしくは、「貴社発電所の連系によりノンファーム型接続の適用が必要となる」) $\bullet \bullet$ k $V \bullet \bullet$ 線および $\bullet \bullet$ 変電所 \bullet 号変圧器に、今後、N-1 電制装置が設置され、運用容量が拡大された場合、本格適用の考え方が適用されます。また、今後の制度設計の議論によっては、N-1 電制適用に伴い必要となるオペレーション費用(電制された電源側に発生する代替電源調達費用等)の負担が生じる可能性があります。

4. 今後の手続について

(1)契約申込みについて

- ・系統連系にあたっては、当社(本回答書1. に記載の「検討者」)に対し契約申込みを行っていただいた上で、当社との間で系統連系に関する契約を締結することが必要となります^{※1}。
- ・契約申込みにあたっては、本回答書3(5)に記載する「申込者に必要な対策」等が具備されている必要があります。また、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)の業務規程第74条の

- 2 (発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法)の規定に基づく保証金を支払う必要があります^{※2}。
- ・契約申込みの受付後に発生する変更にあたっては、広域機関が示す「契約申込み後の軽微な変更の典型例」(2019年4月1日発信)に基づき、判定を行い、軽微な変更に該当しない場合は、広域機関の送配電等業務指針第94条(送電系統の容量確保の取消し)第4号の規定に基づき、暫定確保した容量を取り消した上で再度接続検討が必要となります。
- ・契約申込み後に、予定した用地の取得が困難になった場合や貴社都合による計画変更等に時間を要する場合でも、契約申込み時にいただいた申込内容をもとに回答(連系承諾を含む)させていただきます。ただし、貴社都合によらず行政手続に時間を要している場合等で、連系承諾に先立ち、時間を要する合理的な理由や不可抗力により時間を要しているという状況の説明がある場合はこの限りではありません。
- ・契約申込みに対する回答後(連系承諾)に工事費負担金契約の締結や工事費負担金の支払いを行わない場合は、広域機関の送配電等業務指針第97条(送電系統の容量の確定)第2項第1号及び第2号の規定に基づき、送電系統の容量が取消しになるとともに、同指針第105条(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)の規定に基づいて、接続契約が解除されますので、契約申込みにあたってはご注意ください。
- ・ノンファーム型接続による接続が可能となる範囲の場合には、契約申込み受付時にノンファーム型接続 への同意が必要となります。
- ・広域機関の送配電等業務指針第107条(連系された発電設備等の契約内容の変更)の規定により、法令、事業計画の変更等により、連系された発電設備等の最大受電電力を減少した場合又は発電設備等の廃止を決定した場合には、当社に対して、速やかに契約内容の変更又は契約の終了に関する契約申込み手続を行う必要があります。この場合において、広域機関の送配電等業務指針第124条(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)の規定により、当社は、休廃止等手続により、連系可能量が10万キロワット以上増加することが確実に見込まれるときは、当該手続により増加する連系可能量等を公表します。詳細については、広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について10.10」をご参照ください。
- ※1 次のア~エいずれかに該当する場合は、契約申込みを受け付けることができません。
 - ア 系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合
 - イ 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセ スが開始された場合
 - ウ 接続検討の回答日から1年を経過した場合
 - エ 広域機関の送配電等業務指針第120条の4(電源接続案件一括検討プロセスの開始)第1項 第5号に掲げる場合
- ※2 広域機関の送配電等業務指針第88条の2(発電設備等に関する契約申込みの保証金)第3項の規 定に基づき、貴社が支払った保証金は貴社が負担する工事費負担金に充当します。また、広域機関 の送配電等業務指針第88条の2第4項各号の規定に該当する場合は、貴社が支払った保証金を返 還します。

(2) 電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みについて

記載は消しこみ

・貴社は、電源接続案件一括検討プロセス^{※3} 開始の申込み^{※4} を行うことができる系統連系希望者に<mark>該</mark> 当いたします。 ・当社は、今後の接続検討や契約申込み等の状況や他の系統連系希望者による開始申込みに応じて、 電源接続案件一括検討プロセスを開始^{※6}する場合があります。開始となった場合、本接続検討の回 答による貴社の契約申込みは受け付けず、電源接続案件一括検討プロセスへの応募^{※7}を通じて系統 連系の手続を進めていただくことになります。

<該当する場合には、下記4項目を追加>

- ・なお、本接続検討の回答において示した工事の範囲には、電源接続案件一括検討プロセスを実施する 可能性がある系統を含んでいるため、連系等を希望する場合には、貴社は当社に対して電源接続案件 一括検討プロセスの開始の申込みを行うことができます。
- ・貴社も含め、接続検討で回答した工事内容に当該系統を含む系統連系希望者から開始申込みがあった場合には、当社は広域機関の送配電等業務指針に定める要件^{※6}に基づき、電源接続案件一括検討プロセスを開始するか判断いたします。
- ・開始となった場合、電源接続案件一括検討プロセスへの応募**7を通じて系統連系の手続を進めていただくことになります。
- ・なお、開始判断の結果、広域機関の送配電等業務指針に定める要件を満たさないと判断した場合に は、貴社の契約申込みを受け付けいたします。
- ※3 電源接続案件一括検討プロセスとは、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統(特別高 圧と高圧を連系する変圧器を含む)の工事^{※5}に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、 必要な工事費負担金を共同負担する系統連系希望者を募集する手続をいいます。
- ※4 次のア〜イいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことは できません。
 - ア 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセ スが開始された場合
 - イ 接続検討の回答日から1年を経過した場合。
- ※5 広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について1.3」に基づき、効率的な系統整備の観点等から、以下の設備工事は対象外となります。
 - ア 発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に新設する設備
 - イ 配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策に必要な設備
 - ウ N-1 故障時に発電抑制を実施できるようにするための設備
- ※6 広域機関の送配電等業務指針第120条の4(電源接続案件一括検討プロセスの開始)第1項の規 定に該当する場合は、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始いたし ます。
- ※7 電源接続案件一括検討プロセスの応募に関する手続は、「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件 (3)は、送配電等業務指針第124条(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い) の規定による休廃止等手続の対象とする送電系統における接続検討を回答する場合のみに記載する。

(3) 休廃止等手続に起因している系統連系希望者等について

・貴社は、広域機関の送配電等業務指針第124条(電源廃止等により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱い)の規定による休廃止等手続の対象とする送電系統(増加連系可能量等を

記載は消しこみ

(不要な※書きも適用可)

閉所と同一系統等)において、当該休廃止等手続に起因している休廃止等 は当該発電事業者と一定の資本関係又は契約関係を有する**8 系統連系希

望者に(該当いたしますので、休廃止等手続に伴う増加連系可能量等の公表日から12か月が経過するまでの間において、当社は、貴社から当該休廃止等手続の対象となる送電系統を対象として暫定容量を確保する契約申込みの申込書類を受領した場合で、系統連系希望者間の情報取得の観点から一括検討を開始することが必要と判断したときは、その申込みを受け付けず、電源接続案件一括検討プロセスを開始いたします・該当いたしません)。

※8 一定の資本関係又は契約関係を有する者とは、休廃止等手続を行った発電事業者及び当該発電事業者と以下に掲げる資本関係又は契約関係を有する者とする。

ア 資本関係を有する者 次の①及び②に掲げる者

- ① 当該発電事業者の親子法人等
- ② 当該発電事業者の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条に定める者をいう。以下同じ。)並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社
- イ 契約関係を有する者 次の①から③に掲げる者
 - ① 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者
 - ② 当該発電事業者と新設発電設備等から発電される電気を受給する契約(FIT法に基づく特定契約を除く。)を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者
- ③ イの①及び②に掲げる電気供給事業者とアに掲げる資本関係がある者

(4)は、(3)の記載を省略する場合、(3)を欠番として扱い、(4)として記載する。

(4) 10万キロワット以上の既設の発雷設備等の停止又は発雷抑制を前提とした接続

検討について -

(4)は、10万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討を回答する場合のみに記載する。

- ・貴社の新設発電設備等の最大受電電力は、既存の連系可能量^{※9} の範囲を超過 (いたします。・いたしません。)。(広域機関の送配電等業務指針第85条 (接続検討の回答)第2項第3号) 記載は消しこみ
- ・貴社は、停止又は発電抑制の対象となる最大受電電力が10万キロワット以上の既設の 有する系統連系希望者(に該当いたしますので、貴社・と一定の資本関係又は契約関係を有する系統 連系希望者に該当いたしますので、既設の発電設備等を所有する系統連系希望者)が休廃止等手続を 行い、休廃止等手続に伴う増加連系可能量等の公司 社は、貴社から当該休廃止等手続の対象となる送記 の申込書類を受領した場合で、系統連系希望者間(「不要な※書きも適用可)」にから電源接続案件一括検 討プロセスを開始することが必要と判断したときは、その申込みを受け付けず、電源接続案件一括検 計プロセスを開始いたします。
- ・10万キロワット以上の連系された発電設備等の廃止*10が決まった場合には、速やかに当該廃止の内容について供給計画に記載し、広域機関に提出する必要があります。(広域機関の送配電等業務指針第12条(発電設備の廃止計画の提出))

また、次のア〜エに該当する場合は、次のア〜エに掲げる内容にしたがって、速やかに、契約申込みを行っていただく必要があります。

ア 連系された発電設備等の最大受電電力が10万キロワット以上減少する場合 契約内容の変更に 係る契約申込み

- イ 最大受電電力が10万キロワット以上の連系された発電設備等のリプレース^{*11}(一部リプレースは除く)を決定した場合 契約の終了に係る契約申込み及び新設発電設備等に係る契約申込み
- ウ 最大受電電力が10万キロワット以上の連系された発電設備等の一部リプレースを決定した場合 契約内容の変更に係る契約申込み(具体的には、連系された発電設備等の一部リプレースに相当す る最大受電電力減少の契約変更申込みを行う。)
- エ 最大受電電力が10万キロワット以上の連系された発電設備等の廃止を決定した場合 契約の終了に係る契約申込み
- ・最大受電電力が10万キロワット以上の連系された発電設備等の設置者は、前項のア〜エに該当する場合を除き、発電設備等の全部の変更のうち、いずれかの設備の変更を伴う契約内容の変更に係る契約申込みを行う場合には、当社に対し、その申込みの年度の前々年度から翌々年度までの合計5年度における同一発電場所における他の工事実績及び計画(予定分を含む。)等を書面にて申告する必要があります。
- ・休廃止等手続により10万キロワット以上連系可能量が増加する場合の取扱いの詳細については、広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について10.10」をご参照ください。
- ※9 既存の連系可能量とは、停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く)の連系可能量をいいます。
- ※10 廃止には発電設備等の出力や最大受電電力を10万キロワット以上減少させる場合を含みます。
- ※11 リプレースとは、同一地域で発電設備等の全部の変更(1発電場所において複数の発電設備等が設置されている場合は一部の発電設備等の全部の変更(以下「一部リプレース」という。)及び発電設備等の全部の変更を伴う電源種別の変更を含む。)を行う事案を指す。また、「発電設備等の全部の変更」とは、発電機及びタービン等の変更(更新を含む。)をいう(詳細は広域機関の「業務規程第80条の規定に基づく電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続等について別紙8」をご参照ください)。

5. 添付資料

(以下は添付する場合の記載例)

- ·別紙●:潮流計算結果(連系前·連系後)
- ·別紙●:短地絡計算結果(連系前·連系後)
- ・別紙●:電圧安定性検討結果(連系前・連系後未対策・連系後対策後)
- ・別紙●:同期安定性検討結果(連系前・連系後未対策・連系後対策後)※波形含む
- ・別紙●:代替データ(励磁系ブロック図)

以上